

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月6日(月)午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 (名)

会 長 7番 小清水 千明  
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
		4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士		
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘		
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
		22番	山田 悌示
23番	伊藤 健二		

4. 欠席委員 (5名)

農業委員 3番 大塚 武司 10番 清家 儀三郎

	16番	堀田 善春		
最適化推進委員	6番	岡山 正喜	9番	河野 順子
	10番	河野 秀雄	21番	薬師寺 悦子

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

22番	早稲田 由孝	23番	和田 恵子
-----	--------	-----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について
報告第5号	農地法第4条・5条許可について
報告第6号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について (令和8年2月16日～令和8年3月13日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
議案第4号	令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

## 7. 産業経済部職員

農林課課長	二宮 貴紀
-------	-------

## 8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますようお願い申し上げます。

(令和8年度人事異動報告)

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員21名、農地利用最適化推進委員19名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和8年4月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大塚委員、清家委員、堀田委員、岡山委員、河野順子委員、河野秀雄委員、薬師寺委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に早稲田委員、和田委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は14件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページから6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のと

おりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

#### 《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

#### 《和田委員》

大塚委員が欠席のため、私が131番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、お父上より受け継いだ農地を遠方のため管理できないので、隣接している◇◇◇◇さんに無償で譲渡することになりました。問題ありません。

続きまして、132番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは会社員で、農業ができないため、◇◇◇◇さんに譲渡することになりました。◇◇◇◇さんは吉田に実家があり、農作業に通っているそうです。問題ありません。

#### 《末光委員》

133番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは叔父甥の親戚関係になります。一応、◇◇◇◇さん名義の畑を、耕作不便、松山に住まれておりますので◇◇◇◇さんが、所有権移転という形で、無償です。◇◇◇◇さんの方に自家用の野菜を作ってもらう、ということで話しております。何ら問題ないと思います。以上です。

#### 《武内委員》

はい、134番、135番について説明をいたします。まず134番ですが、◇◇◇◇さんは東京の方にお住まいで耕作ができないということであり、隣接する◇◇◇◇さんが、そちらの方の所有権を移転して耕作する、ということであります。特に問題はないと思います。

135番につきましては、◇◇◇◇さんは、以前から農業というものにもものすごく興味があり、今回、三間の方の土地に廃業になった土地、施設があったんですが、そちらの方を所有権を移転するという話になりました。

こちら、新規就農ということで、3月27日、会長、代行、事務局の方々と現地確認に行って参りました。まだ設備も非常に新しく、こうやって就農していただくということは、非常に期待できると思います。

なお、◇◇◇◇さんにつきましては、新規ということで、農業技術に関しましては◇◇◇◇のアグリ事業部から技術支援を受ける、ということであります。特に問題はないと思います。

#### 《井上和久委員》

はい、失礼いたします。136番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、農地を、この該当農地を挟んで隣接しておりまして、これ、面積も59

m<sup>2</sup>と狭い家庭菜園でございますが、これを無償譲渡にて◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんに所有権移転する、ということでございます。家庭菜園という形で、一応農地としても存続をされるということでございますので、何ら問題はないと思います。以上です。

#### 《梶原委員》

失礼します、137番、138番について説明をいたします。137番、◇◇◇◇さんの土地を、◇◇◇◇君、そして◇◇◇◇さんが譲り受け耕作する、という申請です。現在は、◇◇◇◇さんが熱心に家庭菜園に取り組んでおられ、引き続き耕作するということです。問題ありません。

138番、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受け耕作する、という申請です。◇◇◇◇さんは造園業を営んでおり、家族の方もおられるので、問題ないかと思えます。

#### 《石城戸委員》

139番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは県外に移住しており、相続により取得した土地は所有する意思はなく、無償でも取得してもらおう人を探していたもので、知人である◇◇◇◇さんに贈与することで話がまとまりました。問題ないと思えます。

#### 《加賀山委員》

140番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、農業廃業したいということで耕作してもらおう人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで、所有権移転という形で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

#### 《谷本委員》

141番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を、◇◇◇◇さんが所有権移転ということで作るそうです。宅地の部分においてはもうすでに樹木は植え終わっておりまして、始末書も提出されておるということで、何も問題はないと思えます。以上です。

#### 《加賀山委員》

河野秀雄さん欠席のため、代わって説明いたします。142番、◇◇◇◇さん、経営を、高齢により経営規模を縮小したいということで、耕作してもらおう人を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで、話がまとまりました。所有権移転です。◇◇◇◇さんは真面目に耕作を、農業をされており、何ら問題ありません。

#### 《竹葉委員》

143番について説明します。◇◇◇◇さんは、病気のため耕作できないということで耕作者を探していたところ、知り合いでもある◇◇◇◇さんが所有権を移転して、

耕作することになりました。◇◇◇◇さんは兼業農家ですが、ご両親も農作業の手伝いをされるなど、労働力の確保もできており、何ら問題ありません。以上です。

《船田委員》

144番について説明します。今日、清家委員が休みのため、船田が発表します。これは、◇◇◇◇さんが会社員のために田ができないということで、近くで農業やられている◇◇◇◇さんが、所有権移転で耕作されるということです。何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。  
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より、農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。今月は1件の申出でございます。

申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。8ページから9ページに位置図を添付しております。現況はすでに林地化しており、非農地現況証明願が提出されております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

はい、こちらについて説明をさせていただきます。こちらの方の申し出のあった土地につきましては、2月、会長、代行、事務局の方々と、現地確認に行っておりました。

先ほど説明がありましたこちらの土地につきましては、林地化しており農地の復興の見込みもない。また他の農地への影響も少ないということから、問題はないと判断をしております。以上であります。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われまます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、11ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が58,968.00㎡、畑が6,474.00㎡、樹園地が15,911.00㎡、合計81,353.00㎡となっております。所有権の移転はありませんでした。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上和久委員》

失礼いたします、260番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんが高串の樹園地を◇◇◇◇さんに、中間管理機構を通して使用貸借の契約を結ぶ、ということでございます。この二人、非常に律儀な方でございます、二人揃った状態で私に電話をかけてきていただきまして、非常に信頼感を感じて好感を持っております。何ら問題はないと思います。以上です。

《氏原委員》

261番、262番について説明いたします。261番ですが、利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

262番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでられますので、問題ありません。以上です。

《梶原委員》

失礼いたします、263番、264番について説明いたします。いずれも基盤法からの更新であり、設定を受ける◇◇◇◇さんは農業委員も務めておられ、そして熱心に農業にも取り組んでおられ、引き続き耕作するということで、何ら問題ありません。

《武内委員》

265番、266番について説明をいたします。いずれも、利用権設定を受けるのは◇◇◇◇さんであります。まず、265番でございますが、相続された◇◇◇◇さんは農業をされないということで◇◇◇◇さんがこちらの土地を耕作する、ということになっております。

266番につきましては、◇◇◇◇さんも耕作をされないということで、隣接する土地の◇◇◇◇さんが耕作する、ということであります。◇◇◇◇さんにつきましては、推進委員もされており、非常に熱心に取り組まれておりますので、問題はないと思います。

《白井委員》

267番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作をする、と。この件につきましては継続でございますので何ら問題ないと思います。以上です。

《加賀山委員》

268番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を引き続き◇◇◇◇さんが耕作する、というものです。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

269番について説明いたします。◇◇◇◇さんはお父様が亡くなられ、その土地を耕作してくれる人を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作されるということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ありません。

《井上惣一委員》

270番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんの畑を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。◇◇◇◇さんは真面目に農業しておりますので、問題ありません。以上です。

《森崎委員》

271番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さん、この方はお勤め人のございまして、お母様が耕作しておったんですけれどももうようやらんということで、同じ部落の◇◇◇◇さんが作るようになりました。何の問題もありません。

《若藤委員》

272番、273番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんはご夫婦であり、ともに高齢のため隣接する畑の◇◇◇◇さんに耕作をお願いした、ということです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題はございません。

《小清水委員》

274番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢ではございますが息子さんも農業の方やられてるんですが、野菜のハウスが経営の中心のございまして、みかんの方はあまりやれてないということでございまして、◇◇◇◇さん、65歳でございますが、熱心に農業をやられておりますので、この方が借りて、10年間契約ということになりました。何ら問題はございません。

《加賀山委員》

275番、河野さん欠席のため、代わって説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢のため耕作してくれる人を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作するということで、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《竹葉委員》

276番について説明します。この申し出は基盤法利用権設定からの継続です。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが引き続き作物栽培をする、とい

う申請です。◇◇◇◇さんは、毎日、早朝から熱心に農作業され、また農業経験も長く、何ら問題ありません。

277、278、279番について一緒に説明します。本件3件は、基盤法利用権設定からの継続申請です。利用権を設定する◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが引き続き耕作するものです。◇◇◇◇さんは地域農業に幅広く関わられており、地元では欠かせない存在であり、何ら問題ありません。

280番について説明します。280番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、若手で経営拡大にも積極的に取り組まれており、問題ありません。以上です。

#### 《高木委員》

281番、282番についてご報告します。◇◇◇◇さんは、高齢ではないんですけど、もう田んぼをやるのがちょっとえらいということで、近くを借りてやっている◇◇◇◇さんに頼んでやってもらう、ということになっております。◇◇◇◇さんは、近くの部落の方でも何枚か田んぼをあたっておられまして、非常に熱心に農業をやられているので、問題はないと思われます。

◇◇◇◇さんは、高齢じゃないんですけど、これを、ちょっと部落が、田んぼの部落と自分の部落が、ちょっと距離が離れとりまして、機械を持っていくのに大変不便なため、同級生の◇◇◇◇さんに頼んで作ってもらう、ということになりました。別に問題はないと思われます。

#### 《松浦委員》

堀田委員が欠席ですので、代わりまして説明します。283番、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。これは更新です。◇◇◇◇さんは、熱心に農業されておりますので、特に問題ないと思ひます。

284番、これは、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが同じく耕作する、ということです。これも更新ですので、特に問題はないと思ひます。

285番、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。これも更新です。◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、特に問題はないと思われます。

286番、これも、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが引き続き耕作する、ということで、特に問題はないと思ひます。

287番、◇◇◇◇さんの農地を同じく◇◇◇◇さんが引き続き耕作する、ということです。特に問題はないと思ひます。

288番、これも、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。これも更新ですので、特に問題はないかと思ひます。

289番、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。これも更新ですので、特に問題はないかと思ひます。

290番、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。◇◇◇◇君も熱心に農業されておりますので、特に問題はないと思ひます。

その下の◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作するということです。これも更新ですので、特に問題はないと思います。以上です。

《宮河委員》

292番について説明いたします。292番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《松本委員》

293番について説明いたします。これは更新でございます。基盤法から今度は中間管理事業を通じて、5年間の更新契約という形になっております。◇◇◇◇さんは、農地所有適格法人でもありまして、現地はハウスを建てて、中で野菜の苗を育苗している、そういうふうな状況でございます。なんら、問題はないと思います。以上です。

《酒井委員》

294番、295番、296番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、ということですが、◇◇◇◇さん、これ新規であります。昨年までは父親が権利の設定を受けて、耕作しておりました。お父さんが亡くなられて、そのまま息子さんが引き続いてやりたいということで、設備的にも整っております。何ら問題ないかと思っております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

失礼いたします。中間管理機構のこの議案、表現についてなんですけれども、これに出てくる議案というのは、全て新規であろうと思うんです。これの、中間管理機構を使うた更新というのはまだ行われてないと思うんです。更新と言われたら、基盤法からの更新ということで理解できるんですが、前は書いてあったじゃないですか。議案の中に、基盤法からの更新とかいう項目があったら、非常に分かりやすいかなと思ひまして、ご提案させていただきます。

《 会 長 》

事務局、どうですか。

《中島次長》

失礼します。井上委員のご提案なんです。基盤法とこの促進計画、ちょっとルールが、当然変わっております。システムの入力上はですね、促進計画の方で、これ

新規とか継続とかいうのを選ぶところがありません。この議案を作成する時ですね、もともと項目がないのでですね、出てこないというところで、このような形になっております。ご理解をいただいたらと思います。

《 会 長 》

調べて書くことができる。

《中島次長》

なかなかそれがですね、非常に手間な作業になりますので、

《井上和久委員》

議案が多いんで、各委員さんがご報告願えるんで、その辺は不便はないんですけども、前は書いてあったけん、書いてあったら分かりやすいかなと思った次第です。以上です。

《 会 長 》

他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、武内委員、梶原委員、竹葉委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第3号は原案の通り承認することと決定いたします。武内委員、梶原委員、竹葉委員の入室を認めます。

続いて、議案第4号令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書19ページをご覧ください。

議案第4号令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）についてでございます。

最適化活動の目標につきましては、毎年度当初に設定することとなっております、その内容は20ページから22ページまでとなっております。まず、20ページなのですが、これは農業委員会の状況となっております。委員定数については、令和8年4月1日現在で記入するようになっておりますので農業委員24名、推進委員23名となっておりますが、次期改選からの定数の変更につきましては、ご案内のとおり農業委員が5名減の19名、推進員が5名増の28名となることで、議会の承認も得ております。

続きまして、21ページをご覧ください。具体的な目標設定については、例年と大きく変わるところはありませんが、21ページの最適化活動の目標のうち、(1)の農地の集積の②農地の集積の目標年度および集積率ですが、これは愛媛県の定める農業経営基盤強化促進に関する基本方針に基づいて定められることとなっております、その基本方針が令和8年1月に改訂されましたので、その改訂にあわせて目標年度を2030年度、目標集積率を50%としております。現在の集積率は①の現状及び課題にありますように40.8%となっております。現在の集積率40.8%と、2030年度の目標である50%の差、これ9.2%となりますが、これを2030年度までの5か年で割った数字である1.84%、この数字を単年度あたりの目標増加率としまして、現在の40.8%に1.84%を足した42.64%の小数点第二位を切り上げた数字である42.7%を、今年度末の集積率の目標として定めております。

また、22ページの中段にあります、2最適化活動の目標の活動日数でございますが、例年同様月当たり6日と設定させていただいておりますので、できるかぎりこの目標に近づくと、活動記録簿への記録もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第4号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和8年4月定例総会を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---